

ばんしんフリーローン エグゼクティブ

2025年4月1日現在

商品名	◎ ばんしんフリーローン エグゼクティブ
ご利用 いただける方	◎ 当金庫の営業エリア内に居住または勤務する方 ◎ 申込時の年齢が満20歳以上、完済時76歳未満の方で安定継続した収入のある方 ただし、専業主婦の方は、安定継続した世帯収入のある方を対象とします ◎ 外国人のお客様は永住者、又は特別永住者の方 ◎ 保証会社の保証を受けられる方
お使いみち	◎ 自由(ただし、事業性資金は除きます)
融資形態	◎ 金銭消費貸借契約(証書貸付)
ご融資金額	◎ 10万円以上、500万円以下(1万円単位) ただし、専業主婦は50万円以下とします
ご利用期間	◎ 6ヵ月以上10年以内(1ヵ月単位)
ご融資利率	◎ 当金庫所定の利率を適用します 融資利率は窓口でお問い合わせください
ご返済方法	◎ 毎月元利均等分割返済方式 (ご融資金額の50%までの元金については、年2回6ヵ月毎のボーナス返済も可能) ◎ 窓口にて返済額等を試算します
担保	◎ 必要ありません
保証人	◎ 株式会社ドコモ・ファイナンスが保証しますので必要ありません
印紙・保証料	◎ 印紙代は口座から引落します。保証料は貸付利息に含まれており別途お支払いは不要です
ご用意 いただくもの	◎ お申込みに際しては本人確認資料が必要となります 本人確認資料の例:『運転免許証』、『個人番号カード』、『健康保険証+住民票の写し』等 又、外国人のお客様は本人確認書類に加えて在留カード等別途書類が必要です 詳しくは窓口でお問い合わせください ◎ 所得証明資料が必要な場合 ・ご融資金額が300万円超の場合 ・個人事業主および法人代表者の方で、ご融資金額が100万円を超える場合 ・保証会社が必要と判断した場合 ※上記以外の場合は所得証明資料は不要です。
苦情処理措置 紛争解決措置	◎ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口(9時~17時、 電話:0120-31-5784)にお申し出ください ◎ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)及び兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは 当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所(9時~17時、電話: 03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三 弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以 外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な 地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争 の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国 しんきん相談所にお問合わせください
その他	◎ お申込みに際しては審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合も ございますのであらかじめご了承ください ◎ 返済条件等変更される場合は当金庫所定の手数料がかかる場合があります 詳しくは、「ご融資に関する手数料」をご覧ください ◎ 金利情勢等により内容変更、又は取扱を中止させていただくことがあります

ひろがる夢とたしかな未来



播州信用金庫

